

新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア募集 Q & A

No.	質問事項	回答
Q1	複数年度に亘るアイデアも対象となるのか	実施期間の制限を設けていないため、対象となりうる
Q2	要綱に「本募集において提案されたものに係る権利は、全て都に帰属する」とあるが、特許や実用新案権を利用するアイデアを提案した場合どうなるのか	提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する <参考> 産業財産権…特許権（発明）、実用新案権（物品の形状）、意匠権（デザイン）、商標権（マーク） ※括弧内は法的保護の対象
Q3	当社の製品を東京都で採用するべきと考えるが、そのような提案をしてもよいか	特定の製品の採用を求める提案は「営利目的」と判断せざるを得ないので、要綱の規定上、募集対象外となる（要綱2(2)イ）。 ただし、複数の企業が製造と販売に参入できるものであれば、自社製品と特定できない形で提案していただくことは可能。
Q4	提案にあたり、補足資料や画像を添付したい。また、フォーム上の制限文字数を超過して入力したい。どうすればよいか	Webフォームには所定の文字情報以外を送信する機能はないので、メール送信、FAX、郵送の手段を利用していただけたい